

名古屋市市民税減税条例の一部改正について

名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例

名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条及び第6条を削る。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、附則に次の4項を加える。

（法人の市民税の減免）

- 4 法人の市民税の減税（名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第 号）による改正前の名古屋市市民税減税条例第3条第1項及び第5条に規定する税率の特例並びに第6条第1項に規定する課税の特例を適用することをいう。）については、減税の実施後の法人を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、平成31年4月1日以後に終了する事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する連結申告法人に

あつては連結事業年度、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第312条第3項第4号に掲げる公共法人等にあつては法第321条の8第19項の期間とする。以下この項、次項及び附則第7項において同じ。）から、次項に規定する法人の寄附の促進を図るための措置に組み替えるものとする。

- 5 市税条例第8条第3号又は第4号の市民税の納税義務者が、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に終了する事業年度において次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円以上である場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度（以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）の市民税額（名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）第5条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）から、当該寄附金支出事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の69（当該寄附金が第1号に該当し、かつ、法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金にも該当する場合には100分の39）に相当する額（以下この項において「減免額」という。）を減免する。この場合において、当該減免額が、当該納税義務者の当該寄附金支出事業年度の市民税額の100分の2.5に相当する額を超えるときは、当該減免額は、当該100分の2.5に相当する額とする。

(1) 本市に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の17に規定する共同募金会（その主たる事務所を愛知県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（愛知県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）

(3) 法人税法第37条第3項第2号及び同条第4項に規定する寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2第2項に規定する認定特定非営利活動法人等（以下この号において「認定特定非営利活動法人等」という。）に対する当該認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（次号

に掲げる寄附金を除く。)のうち、市税条例第18条第4項に規定する寄附金を受け入れる者に対するもの

(4) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下この号において「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例(平成28年名古屋市条例第8号)で定める者に対するもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

6 法人税割の納税義務者について前項の規定の適用がある場合には、同項の規定により減免すべき額を、まず法人税割額から減免し、なお減免しきれない額があるときは、当該減免しきれない額を均等割額から減免する。

(法人の市民税の減免に係る申請)

7 附則第5項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、市税条例第30条の法人の市民税の申告書(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。))及び同法第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が提出する法人の市民税の申告書並びに法第321条の8第2項の申告書を除く。)の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に寄附金の額並びに寄附の相手方及び年月日を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(1) 納税義務者の所在地及び名称

(2) 事業年度の期間

(3) 寄附金の額

(4) 減免を受けようとする額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市市民税減税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の市民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の8第19項の期間に係る法人の市民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び同日前に終了した同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附則第2条中「並びに第3条の規定による改正後の名古屋市市民税減税条例」を削る。

附則第4条第1項中「第4条」を「第3条」に改め、同条第2項中「第5条」を「第4条」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、法人の市民税の税率の特例措置及び課税の特例措置について、減免措置に組み替える必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市市民税減税条例 (抜すい)

(法人の市民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 削除
市税条例第 8 条第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、

同条例第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる法人の区分

に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人	年額 47,500円
ア 法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 第 2 条第 5 号の公共法人及び地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。) 第 294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
イ 人格のない社団等 (法第 294 条第 8 項に規定する人格のない社団等をいう。第 6 条第 1 項において同じ。)	
ウ 一般社団法人 (非営利型法人 (法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)) に該当するものを除く。) 及び一般財団法人 (非営利型法人に該当するものを除く。)	
エ 保険業法 (平成 7 年法律第 105 号) に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの (アからウまでに掲げる法人を除く。)	
オ 資本金等の額を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行	

わなないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等(市税条例第8条第4号に規定する寮等をいう。)の従業者(法第312条第1項の表の第1号ホに規定する従業者をいう。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	114,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	123,500円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	142,500円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	152,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	380,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	389,500円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	1,662,500円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	2,850,000円

2 前項の規定の適用がある場合における市税条例第12条第3項の規定の適用

については、同項中「前項」とあるのは、「名古屋市市民税減税条例(平成23年名古屋市条例第48号)第3条第1項」とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における市税条例第12条第4項の規定の適用

については、同項中「第2項」とあるのは、「名古屋市市民税減税条例(

平成23年名古屋市条例第48号) 第3条第1項」とする。

(法人の市民税の法人税割の税率の特例)

第5条 法人税割の税率は、市税条例第17条の規定にかかわらず、100分の11.495とする。

(中小法人の法人の市民税の課税の特例)

第6条 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等のうち、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年2,500万円以下である法人に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、市税条例第17条の2第1項の規定にかかわらず、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に11.495分の2.28を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における市税条例第17条の2第2項から第4項までの規定及び第6項の規定の適用については、同条第2項中「前項」とあるのは「名古屋市市民税減税条例(平成23年名古屋市条例第48号)第6条第1項」と、同条第3項、第4項及び第6項中「第1項」とあるのは「名古屋市市民税減税条例第6条第1項」とする。

附 則

(法人の市民税に関する規定の適用)

3 第3条、第5条及び第6条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税及び同日

以後に終了する法第321条の8第19項の期間に係る法人の市民税について適用する。

(検証)

$\frac{3}{4}$ (略)

(法人の市民税の減免)

4 法人の市民税の減税（名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第 号）による改正前の名古屋市市民税減税条例第3条第1項及び第5条に規定する税率の特例並びに第6条第1項に規定する課税の特例を適用することをいう。）については、減税の実施後の法人を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、平成31年4月1日以後に終了する事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する連結申告法人にあっては連結事業年度、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第312条第3項第4号に掲げる公共法人等にあっては法第321条の8第19項の期間とする。以下この項、次項及び附則第7項において同じ。）から、次項に規定する法人の寄附の促進を図るための措置に組み替えるものとする。

5 市税条例第8条第3号又は第4号の市民税の納税義務者が、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に終了する事業年度において次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円以上である場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度（以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）の市民税額（名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）第5条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以

下この項において同じ。）から、当該寄附金支出事業年度において支出した
当該寄附金の額の合計額の100分の69（当該寄附金が第1号に該当し、かつ、
法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金にも該当する場合には
100分の39）に相当する額（以下この項において「減免額」という。）を減
免する。この場合において、当該減免額が、当該納税義務者の当該寄附金支
出事業年度の市民税額の100分の2.5に相当する額を超えるときは、当該減
免額は、当該100分の2.5に相当する額とする。

(1) 本市に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設
備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認
められるものを除く。）

(2) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の17に規定する共同募
金会（その主たる事務所を愛知県内に有するものに限る。）に対する寄附
金又は日本赤十字社に対する寄附金（愛知県内に事務所を有する日本赤十
字社の支部において収納されたものに限る。）

(3) 法人税法第37条第3項第2号及び同条第4項に規定する寄附金（前号に
掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第
66条の11の2第2項に規定する認定特定非営利活動法人等（以下この号に
おいて「認定特定非営利活動法人等」という。）に対する当該認定特定非
営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（次号
に掲げる寄附金を除く。）のうち、市税条例第18条第4項に規定する寄附
金を受け入れる者に対するもの

(4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成28年名古屋市条例第8号）で定める者に対するもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

6 法人税割の納税義務者について前項の規定の適用がある場合には、同項の規定により減免すべき額を、まず法人税割額から減免し、なお減免しきれない額があるときは、当該減免しきれない額を均等割額から減免する。

（法人の市民税の減免に係る申請）

7 附則第5項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、市税条例第30条の法人の市民税の申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。）及び同法第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が提出する法人の市民税の申告書並びに法第321条の8第2項の申告書を除く。）の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に寄附金の額並びに寄附の相手方及び年月日を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(1) 納税義務者の所在地及び名称

(2) 事業年度の期間

(3) 寄附金の額

(4) 減免を受けようとする額

2 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）
抜すい

（名古屋市市民税減税条例の一部改正）

第3条 名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）の一部を次
のように改正する。

第5条中「100分の11.495」を「100分の7.98」に改める。

第6条第1項中「11.495分の2.28」を「7.98分の2.28」に改める。
（名古屋市市税減免条例の一部改正）

第3条 （略）
第4条

（名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 （略）
第5条

附 則

（法人の市民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」とい
う。）第17条及び第17条の2第1項並びに第3条の規定による改正後の名古
屋市市民税減税条例の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市
民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用
し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した
連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 新条例及び^{第3条}/_{第4条}の規定による改正後の名古屋市市税減免条例（以下「新減免条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例、新減免条例及び^{第4条}/_{第5条}の規定による改正後の名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。